

令和6年7月19日

関係各位

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども家庭ソーシャルワーカー研修周知のお願い

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁では、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、令和6年4月より、認定機関である一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「認定機関」という。）が認定した所定の研修を修了した上で、試験を経て取得する認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」を創設したところです。

こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司、市町村こども家庭センターの統括支援員、地域子育て相談機関の職員、スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つにも位置づけられるなど、質の高い支援を実施できる人材として幅広い現場で活躍することが期待されます。

この度、認定機関において、令和6年度に研修を実施する機関（以下「研修実施機関」という。）が一部決定され、今後、研修実施機関において研修受講生の応募が開始されます。つきましては、こども家庭ソーシャルワーカー研修に関する**別添のチラシの管内提示等により、職員等へのこども家庭ソーシャルワーカー研修の周知**にご協力をお願いいたします。

こども家庭ソーシャルワーカー研修 始まります

こども家庭ソーシャルワーカーって？

こどもや家庭を取り巻く複雑な課題に対応するために、児童福祉法に基づき令和6年度から創設された、**こども家庭福祉分野で支援に関わられる方向けの認定資格**です。

児童相談所や市区町村のこども家庭センター、児童養護施設などの児童福祉施設、学校などの教育機関や保育園など、こどもや家庭のそばにあるさまざまな場での活躍が期待されています。

こども家庭ソーシャルワーカーになるには？

所定の研修を受講し、**認定試験に合格**することで、こども家庭ソーシャルワーカーとしての登録ができます。第1回の認定試験は**令和7年3月9日（日）**に実施されます。

認定研修実施機関

オンライン研修もあります

- 筑紫女学園大学
- 株式会社さくら
- 日本福祉大学
- 学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校
- 早稲田大学人間科学術院
- 学校法人草苑学園 草苑保育専門学校
- 一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会

※令和6年6月末時点の情報で、今後随時追加される予定です ※オンライン研修が実施されるかは研修実施機関によって異なります。
※お住まいの都道府県によっては研修受講費等の補助があります。

誰でも研修を受けられるの？

こども家庭福祉に関する相談援助業務の経験がある方が対象です。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などお持ちの資格や業務経験によって必要な研修が異なります。

まずは、認定機関が運営する

こども家庭ソーシャルワーカー特設サイトをご覧ください



こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト

検索

一足先に**試行研修**を受けられた方のご感想と研修講師の方からのメッセージはこちらからご覧になれます。

